

大阪エヴェッサと大阪市此花区役所との連携協力に関する覚書

大阪エヴェッサを運営するヒューマンプランニング株式会社（以下「甲」とする。）と大阪市此花区役所（以下「乙」とする。）は、大阪エヴェッサが此花区内にある府民共済SUPERアリーナをホームタウンとしていることから、甲乙の連携をより一層進めることを目的として、平成28年2月5日に締結した、甲と大阪市との連携協力に関する包括協定書の第2条の連携協力事項について、甲乙合意のうえ、下記の第1条で具体的な協力内容を定めるための覚書を作成する。

（連携協力事項）

第1条 甲乙は、別紙に掲げる事項を、誠意を持って実行するものとする。ただし、それぞれの事項に関しては、甲乙協議のうえ変更できるものとする。

（有効期間）

第2条 この覚書の有効期間は、包括協定に準ずるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年1月31日

甲 大阪エヴェッサ
ヒューマンプランニング株式会社
代表取締役

乙 大阪市此花区役所
区長

.....
安井 直樹

.....
前田 昌則

○包括協定書第2条第4号（トップアスリート等の学校等への派遣）関連事項

1. 甲に所属する現役選手を1年間に1回、此花区内の小中学校のうち1校に派遣し、児童・生徒との交流を行う。その派遣先の小中学校及び日程・内容については、乙と協議のうえ決定する。
2. 甲に所属するスクールコーチを1年間に1回、此花区内の小中学校のうち1校に派遣し、児童・生徒の部活動等の指導を行う。その派遣先の小中学校及び日程・内容については、乙と協議のうえ決定する。

○包括協定書第2条第5号（「みる」スポーツの推進）関連事項

1. 甲が主催するホームゲームに此花区民を優待及び招待する。その優待実施回数、招待人数、及び日程・内容等については、乙と協議のうえ決定する。
2. 甲の作成したのぼりやパネル等を此花区役所玄関先に掲出する。
3. 甲の準備したTシャツ等を乙の職員が着用する。ただし、それを着用する職員、甲の準備するTシャツ等の枚数等については、甲乙協議して決定する。
4. 乙が管理する大阪市広報板に甲が作成したポスターを掲示する。ただし、掲示する場所・期間については、甲と協議のうえ決定する。
5. 乙が作成する「広報このはな」に甲の記事を掲載する。ただし、掲載時期・内容等については、甲と協議のうえ決定する。
6. 乙が管理する此花区ホームページ・フェイスブック・ツイッターに甲の情報を掲載する。ただし、掲載時期・内容等については、甲と協議のうえ決定する。

○包括協定書第2条第6号（区政の施策との連携）関連事項

1. 甲は乙が主催するイベントに対して、乙の求めにより可能な範囲で実施協力を行う。
2. 甲は此花区内の中学校から求めがあれば、職業体験の生徒を受け入れる。ただし、日程・内容等については、乙と協議のうえ決定する。

以 上